

東京大学未来ビジョン研究センター
教授

高村ゆかりさん

Yukari Takamura



高村ゆかり東京大学未来ビジョン研究センター教授（専門：国際環境法）にお話を聞きました。高村教授はSDGsの第一人者として、衆議院環境委員会においても参考人として意見を述べられ（2021年4月）、女性初の環境省中央環境審議会会長、第25期日本学術会議副会長も務められています。

2030年温室効果ガス削減目標引上（26%→46%について）

—— 突然、国が2030年温室効果ガス削減目標を26%から46%に上げました。目標達成は可能でしょうか？

「2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すこと」を、昨年10月に菅首相が宣言し、国会

で全員一致の拍手で承認され、今回、温暖化対策推進法改正に基本理念として盛り込まれました。

今年4月、米政府主催の気候変動サミットで、首相は「2030年に2013年度比で46%削減する、できればさらなる高みに向けて50%に挑戦する。」としました。これは、科学に基づき、とりわけ若い世代の危機感を反映していると思います。

というのも、国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の一番新しい報告書が今年の後半に出ますが、「想定よりも、かなり早く気温上昇が進んでいる、それに伴い、大きな影響が出るだろう。」ということが1つのメッセージになると思います。

「気温上昇を1.5度に抑えること」が2015年のパリ協定の中でも長期目標として入っていますが、それ

は、2050年頃にCO₂をネットゼロ、つまり「吸収する以上には排出しない」という目標に相当します。

2050年に突然ゼロにしても累積の排出量に応じて気温は上がります。2030年が2050年を目指した線の上に乗る必要があります。そうすると、先進国だと「2030年に45～50%削減」ぐらいの目標でないと「2050年ゼロ」の信頼性がありません。アメリカは50～52%削減とし、EUは55%以上削減と出しています。日本の46%削減も突然出てきたわけではありません。科学に基づき、目指すべきところを真正面から捉えた目標です。

いままでの日本政府の目標の決め方は「現況を基準として、これぐらいなら頑張れるかな。」という方向でした。日本は温室効果ガスの85%がエネルギー使用からの排出

量です。そこで、日本のこれまでの決め方であれば、エネルギー政策をまず決めて、それから、温暖化目標を決めていたでしょう。

それが、今回は、温暖化の大きな目標が先に決まり、その枠の中でエネルギー政策をつくることとなりました。政府の意思決定として、今までとは逆のドラスティックな決め方をしたので、「突然出てきた。」「できるのか。」というリアクションに繋がっているかと思います。

—— 副反応が大きいのは当然なんですね。

私は46%削減の達成は非現実的だとは思っていません。日本は2013年から6年間で、CO₂換算で3,000万トンずつ毎年追加的に減らしている計算になります。46%削減だとそれを1.5倍ぐらいにすればいい。規模は大きいですが、途方もなく想定できないというスケールではあり

ません。

とはいえ、4,500万というのはスイス1か国が1年で排出するのと同じぐらいなので決して簡単ではなくて、それを毎年減らしていくというのは本当に大変で、腹を据えないとできない。今のエネルギー政策をかなり変えないといけない。そういうスケールの目標だということは間違いないありません。

気候変動問題は人権問題か？ 日本で気候訴訟はありますか？

—— 海外では、温暖化政策は国民の権利と捉えられ、訴訟となっていますね。

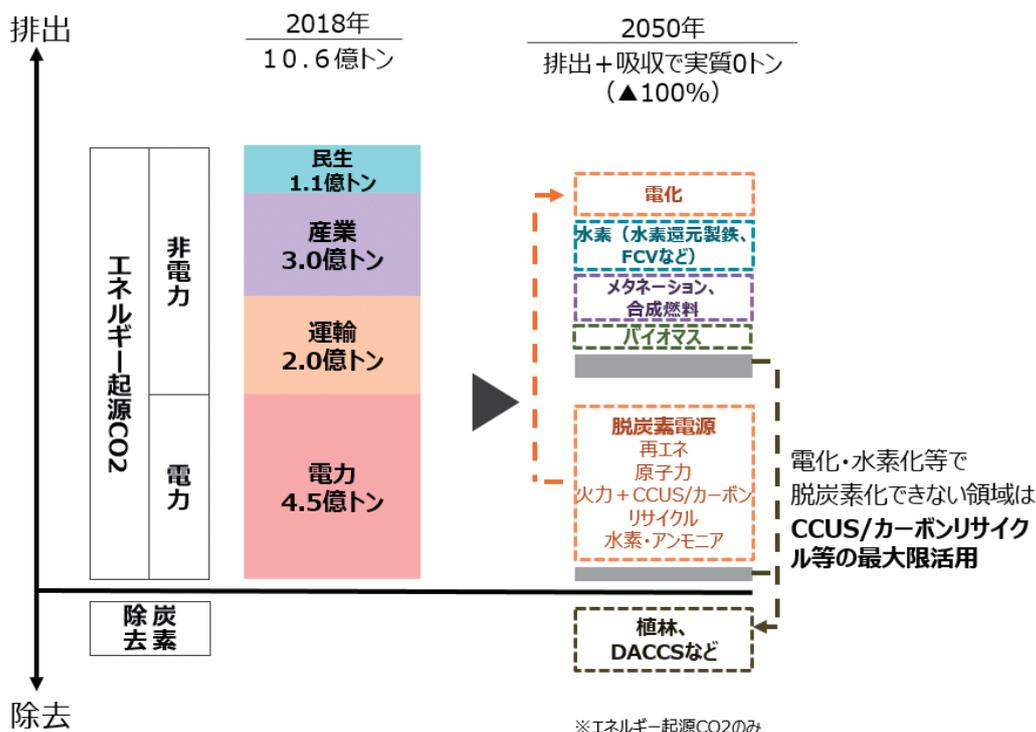
Climate Litigation（気候訴訟）は世界的に大きな動きとなっています。初めに、オランダで若い世代が中心となって訴訟を起こし、高等裁判所

で政府の温暖化目標が十分ではないと認められました。ドイツでもフランスでも訴訟が係り、欧州域内で法律家がグループをつくり、こうした訴訟を支援しています。また、アメリカでは、それよりも前から、国や州の対策が不十分だとする訴訟や、企業、特に排出の大きな石油会社などを相手にした訴訟が起きています。

欧州では、欧州人権条約を使い、人権侵害である、国が保護義務を十分に果たしていないという論拠で訴訟をしているところが特徴だと思います。

—— 日本でも、世界人権宣言とか自由権規約に生命の権利があるので、それを使えるのではないかとこの話をしています。

欧州人権条約とパラレルな規定は、自由権規約にも入っており、日本も締結をしていますから、裁判規範性はあると思います。



【出典：資源エネルギー庁ウェブサイト (https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_neutral_02.html)】

ただ、これまで日本の裁判所は環境条約をほとんど直接適用しておらず、唯一、北海道の北見の道路訴訟で生物多様性条約を裁判所が認めて使い、裁量の限界があるとし^{※1}ました。

刑事法の先生たちは人権規約を使って判例をつくっていらしたと思いますので、環境条約でも是非よい判例をつくっていただければと思います。

ゴールの正しさは検証されているのか？

—— 46%はゴールを先に決めたとのお話でしたが、ゴールの正しさは十分検証されていると理解してよいのでしょうか。

科学の知見からすると、人の排出量によって気候の変化が起きているというのは99%の確度だと言っています。もちろん科学としては1%でも違う意見の検証は課題だと思えますが、99%の確度で火事が起こりますというときに何も対応しないというのは、政策を決める側、政策を運営する側からしたら、取るべき対応ではないと思います。

先進国以外も巻き込んでいけるのか？

—— 地球にはCO₂を排出している国は先進国以外にも多々存在しますね。

確かに2000年代の半ば以降は、先進国より、中国・インド等も含め

た途上国の排出量の方が割合としては大きいです。

中でも中国は間違いなく世界で一番排出しています。これまで中国はトランプ政権との対比を示すために、気候変動対策に対して熱心・協力的・協調的である態度を意識的に見せてきました。バイデン政権になり、米中が貿易や技術等で対立する中、気候変動は唯一に近い協調の窓口になり、そこで両国が接触できることは、アメリカにとっても中国にとってもよいことだと思います。

中国は、昨年9月に「2060年までにカーボンニュートラルにする」という目標と、「2030年までの10年間に、今は、人口増、経済発展で右肩上がりに伸びている排出量を下降に転じる」という目標をやりますと主席が表明しています。

問題は、中国がまだ全体としての経済成長が求められている状況下で、どうやって減らしていくのかです。排出量削減のメリットを納得してもらい、対策を強化してもらうことが必要だと思います。

中国は「南南支援」で途上国に石炭火力発電等を輸出する支援もしているため、影響は中国国内の排出量にとどまりません。世界の排出量削減のため、中国の立ち位置は重要です。

気候問題を人権と捉えることは、人権のインフレ化、希薄化とにならないか？

—— 温暖化が進むとスーパー台風が増え、淀川や利根川の決壊等も起こり得る、そうすると北関東一円が

水没してしまうという点で、生命・身体への影響が大きくなることは分かるのですが、気候問題を人権と捉えることは、人権のインフレ化、人権の希薄化とにならないかが気になります。

条約は、日本法で対応ができないときに国内法を補完する形で使っていただいたらよく、日本法で対応できるなら当然それで十分なんです。気候変動あるいは環境悪化に対し、基本的人権が保障される日本の法制になっているのかという問いだと思います。

気候訴訟の経験からすると、欧州の事例も、将来にわたっての個人の人権侵害が起こり得るようなリスクが予見されるのに、それに対して国がその義務を果たしていないというところで欧州人権条約を使っています。

気候変動から守られる権利を立てる必要があるとは私は思っていないで、権利侵害が起こり得る問題について国がしっかりその義務を、つまり、「基本的人権を保護する国としての義務」をしっかり果たすことを求めることができるような日本の法制であるということを期待をしています。

SDGsを取り上げる際の注意点

—— 大阪弁護士会も今年度はSDGsを取り上げたいと思っていますが、取り扱うに当たっての注意があれば、お伺いしたいと思います。

SDGsの17のゴールと169のターゲットは、国際的に各国が実現に向

※1 札幌地裁平成25年9月19日判決。平成27年度重要判例解説(1492号)有斐閣にて高村教授が判例解説をされています。

けて努力をすべき目標とはいえ、これを国連で合意したことは、不十分ですけれども非常に重要だと思えます。

ところが、他の国と比べ、日本はSDGsを持ち上げ過ぎているし、いいとこ取りしていると思えます。欧米では、もちろんSDGsは理解されていますが、むしろSDGsの中にある具体的な個別の課題にどうしっかり取り組むかというところを重視していると思えます。これに対し、日本政府も企業も、都合がいいところはSDGsと言うものの、マイノリティーの問題や労働者保護、ジェンダー等、どれだけ真剣にやっているかが見えない。SDGsは我々が目指すべき社会の30年、50年のビジョンを書いており、悪くないのに、日本では残念ながらそういう使い方をされているというのが不幸だと思っています。

大阪弁護士会でやっていただくとすると、169のターゲット・17の

ゴールに照らして、日本は何を実現しなきゃいけないのか、その中で大阪弁護士会は何を実現されたいのかを明確に出していただければと思います。「何となく17のゴール、SDGs」ではなく、SDGsはある意味で日本の社会、日本の政策の課題を映す鏡だと思えますから、それを見ないふりをして持ち上げるとやっぱり皆さん不信感を持つ。むしろ、SDGsに照らしたときに、明らかにここは政策が足りないよねということをお示しいただくと、それは全く意味が違って来る。それはすごく期待します。

国際環境法に進んだ理由

—— 先生が環境の分野に進まれるようになったきっかけをお聞かせいただけますか。

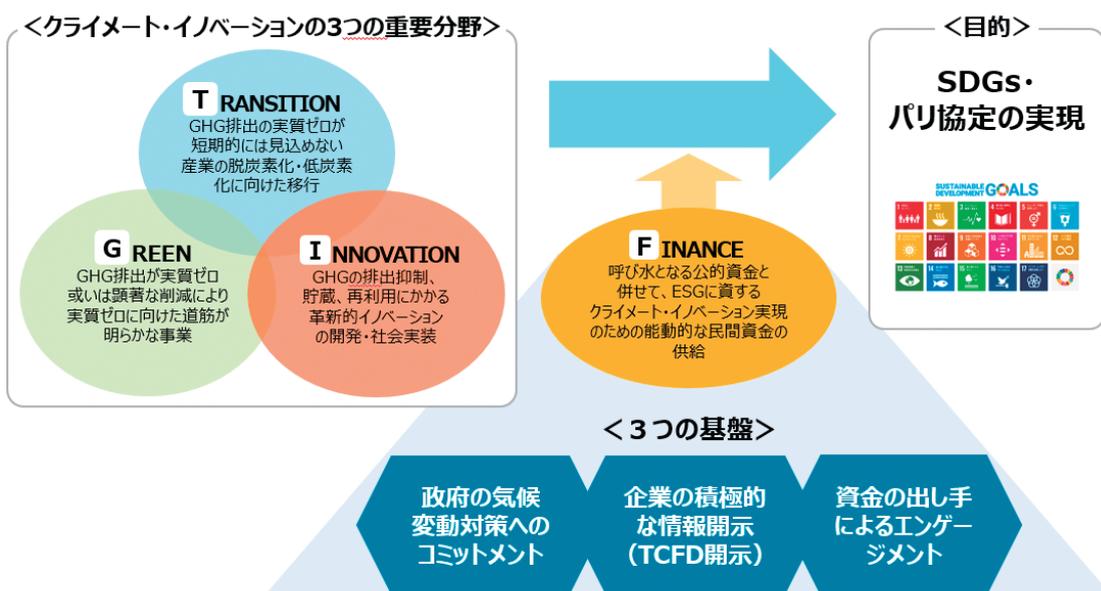
ちょうど大学院で修士論文を書く頃、1992年のリオ・デジャネイロでの地球サミット（環境と開発に関

する国際連合会議）がありました。

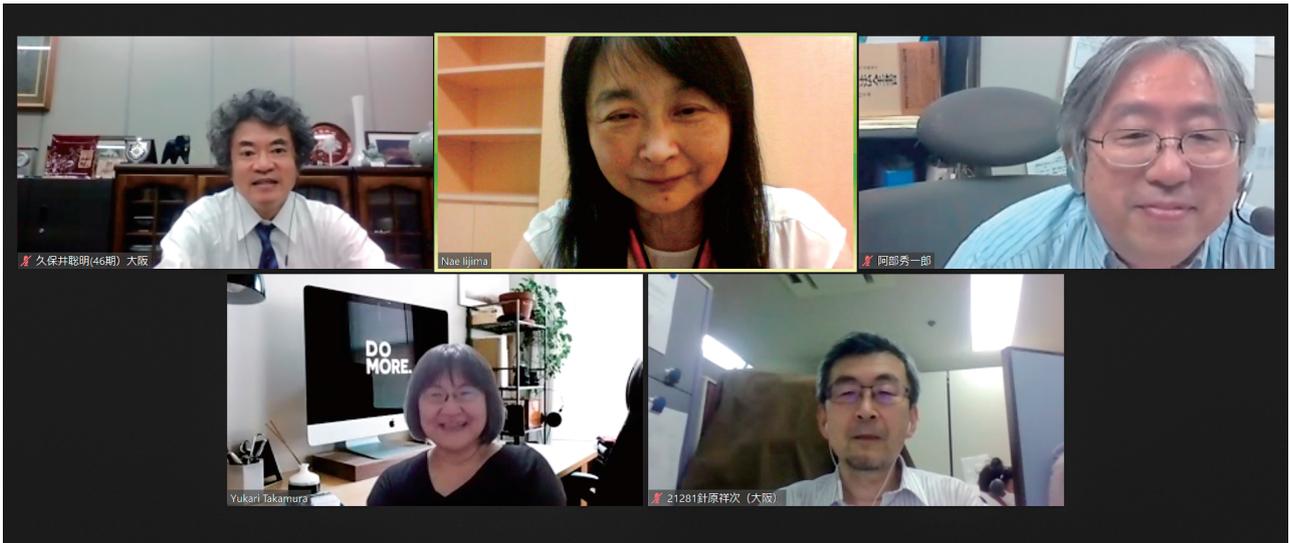
「持続可能な開発・発展」という概念も1980年代の半ばに政策目標として登場し、1990年代に入ってくると、国際裁判所等で当事者が援用したり、判決に入ったりするようになりました。そこで、私は「持続可能な開発」という概念がどう法律の中に入ってきて法化していったかを、修士論文から博士論文のテーマとしました。

国際法は漠としていまして、国家間で合意される法規範は必ずしも非常に明瞭なものではありません。それを補完する形での一般原則を国家間が黙示的あるいは明示的に合意している状態です。「持続可能な開発」も初めはこの黙示的な一般原則として使われました。

例えば、国境を接するところでの環境汚染なんか問題になった時に、裁判所は環境なんて全く考えていない1970年代の条約を使って紛争を解決しようとする。そうすると



【出典：資源エネルギー庁ウェブサイト
(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/green_growth_strategy.html)】



「持続可能な開発」という概念を入れないと古い条約の解釈ができない。「持続可能な開発」はそういう形で、90年代の半ばぐらいから裁判所の判決の中で比較的好く使われるようになりました。そういう研究をしていました。

—— 私（飯島）は高村先生と大学の同級生なのですが、高村先生は結婚も出産も早かったですよね。

はい、出産は23歳の時でした。

—— 「仕事も子育ても」と考える女性は、先にキャリアの確立にかかるので、結婚・出産が遅くなりがちですが、結婚も出産も早くして、大学院で研究をして大成するのも女性の生き方の1つだと思います。

私たちの世代は、男女雇用機会均等法の初期の頃ですよ。自分の性格から、会社やお役所でなく、大学院進学を決めました。当時、大学院はまだ研究者養成大学院で、人数も多くなく、そこで職が持てるかどうかの見通しも分かりませんでした。今思うと、結婚し、経済的不安がなかったことも影響しているのかもしれない。

—— 私は、大学以来、音信不通の高村先生を、龍谷大学法学部のホームページで、偶然見つけ、連絡を取って食事に行こうと思っていたら、名古屋大学へ移られました。新聞に写真入りで意見が紹介されるようになり、凄いなあと思っていたら、東大教授になり、驚きました。

恵まれたんだと思います。よいタイミングに自分がこういうことをしてみたいなという任務を持ったポストと大学に声をかけてもらいました。本当に巡り合わせの運がよかったです。

脱炭素化のコスト負担

—— 私は中小企業からご相談を受けていますが、これからはこういう調達の仕方をしてもらわないと困ります、これに違反したらものすごい損害賠償をしますという契約書を一方的に押しつけられてくる場合があります。SDGsもコストを適正に分担し合って初めて広がると思うんですけれども。

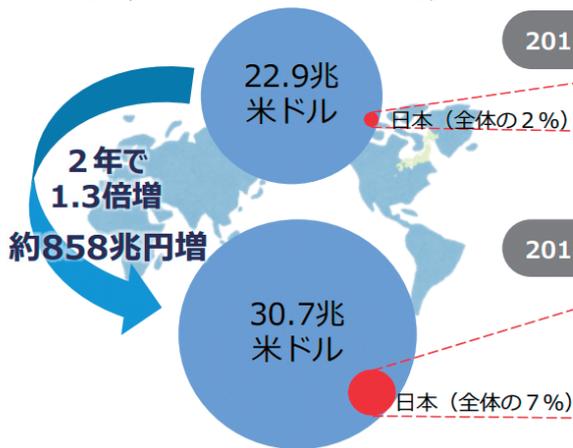
今おっしゃったことは、私が個人

的にすごく心配しているところでもあります。大手企業が、カーボンニュートラルを目標に掲げ、自社だけではなくて、下請や取引先に要請する。環境のためにはいいことですが、一歩間違えると、中小企業に対して非常に過度な要請にもなり得る。

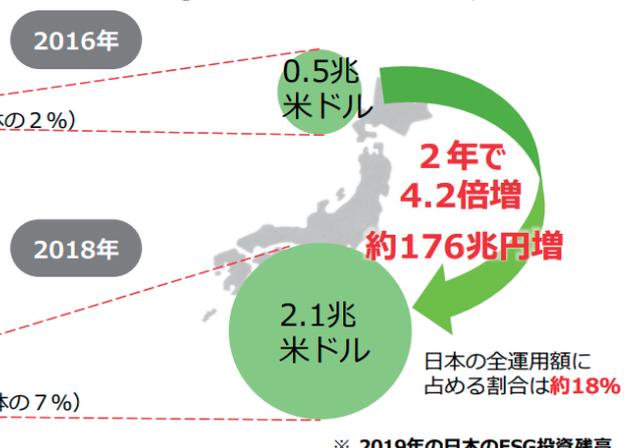
自動車、電気・電子は20年前に重金属規制で一度やっているんです。欧州が重金属6つを使ったら売れないというEUの規制をつくり、ランダムに製品の重金属チェックをして、出てくる製品は全部売らせないということをやったので、日本の自動車メーカーや電気・電子機器メーカーは、部品の一つ一つに至るまで下請に対し重金属6つを使うな、やらないと契約を切りますというのをやったんです。それと同じようなことが今度CO₂で起こるのではないかと心配しています。

CO₂は努力して減らせるところもありますが、買う電気のCO₂を減らすのは中小企業だけではできません。中小企業をいじめて排出を下げたなんて全然幸せな世界ではない

世界のESG市場の拡大



日本のESG市場の拡大



※ 2019年の日本のESG投資残高は約3兆ドル、2016年から3年で約6倍に拡大している。

【出典：資源エネルギー庁ウェブサイト (https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoo/carbon_neutral_02.html)】

ので、そこは心配しているところで、国が工業政策として、情報の提供だけでなく、財政的な支援をしないといけないところだと思います。

ESG投資

—— ESG投資の流れがありますよね。サステナブルな社会の実現へ向け、企業自体の存続につき、株主からの圧力という方向性で動いていると思います。

投資家のプレッシャーが企業に来ていることは間違いなくて、取引先の排出量削減も、投資家、金融機関等の要請です。

金融機関でいうと銀行が2050年までに貸し先、投資先の排出をゼロにすることを目標にする。これは極端なことを言うと、ゼロに出来ない企業は取引停止となりかねない目標です。もちろん邦銀がすぐにそこまでやるとは思えません。しかしながら、銀行も一定の資産を担保にして、あるいは、企業の営業が通常どおり進展することを想定してお金を

貸している。とすると、例えば洪水でサプライチェーンが寸断されたり、資産価値が低下してしまうとなると、金融は自分たちの事業に非常に大きな影響があると今思い始めています。そこで彼らは、社会的な気候変動のような課題を企業が自らの経営の中に統合しないと我々は安心して貸せません、あるいは投資できませんと言う。

危機感がより強いのは損害保険会社です。地球温暖化による災害で、2018年、2019年に、日本の損害保険会社は東日本大震災時以上にお金を払っているんです。毎年1兆円の保険額を払うなんていうことは損害保険会社にとっては経営上の非常に大きなリスクになっており、その分私たちの保険料が上がっています。温室効果ガス削減が必要です。

さらに人権への配慮も課題となり、まさに今、企業のサプライチェーンの人権チェックが始まっていますね。そうした形で金融の動きが企業に対しての要請となる。企業はそういうものを入れて経営しないと資金

調達もできなくなる。あるいは、株価が落ち、金融市場での評価を落とす。そうした動きになっていると思います。

SDGsというのは、そうしたものの一定のリストです。もちろん全部ではありませんが、例えば労働者の保護とか、もともと企業のガバナンスの中に当然にある話ですよ。人権もそうだと思いますし、気候変動もSDGsに入っている。ですから、SDGsのリストというのは、今の段階ではもちろん全部ではありませんが、企業が統合しなければならない社会的価値としてなり得るようなリストだという意味でつながっていると思います。

—— 本日はお忙しい中、ありがとうございました。大変勉強になりました。

2021年(令和3年)6月25日(金)

インタビュー： 久保井聡明
阿部秀一郎
針原祥次
飯島奈絵